

情報番号：13060203

テーマ：日本政策金融公庫／中小企業経営力強化資金

編著者：（株）経営ソフトリサーチ

## 1. 制度名：中小企業経営力強化資金

認定経営革新等支援機関による指導・助言を通じた経営革新や異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓などまたは「中小企業の会計に関する基本要領」・「中小企業の会計に関する指針」に従った会計処理を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援します。

## 2. 支援機関：日本政策金融公庫／中小企業事業

## 3. 制度内容

### (1) ご利用いただける方

次のいずれかに当てはまる方

#### ① 次のすべてに当てはまる方

- a 経営革新または異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする方
- b 事業計画書を策定し、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けている方

#### ② 次のすべてに当てはまる方

- a 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を完全に適用している方または適用する予定である方
- b 事業計画書を策定する方

#### ③ 独立行政法人中小企業基盤整備機構によるハンズオン支援を受けている方

#### ④ 取引金融機関の支援を受けて経営者保証免除計画を策定し、経営改革に取り組む方

### (2) 資金の使いみち

「ご利用いただける方」①または②の方が、事業計画の実施のために必要とする設備資金および長期運転資金

「ご利用いただける方」③の方が、経営課題の解決に取り組むために必要とする設備資金および長期運転資金

「ご利用いただける方」④の方が、経営改革に取り組むために必要とする設備資金及び長期運転資金

---

なお、長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。

(3) ご融資の条件

●融資限度額

直接貸付 7 億 2 千万円

●利率（年）

「ご利用いただける方」①の方 [基準利率](#)

ただし、次のすべてに当てはまる方は、2 億 7 千万円まで[特別利率①](#)

a 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を完全に適用している方または適用する予定である方

b 「当面 6 ヶ月程度の資金繰り予定表」及び「部門別収支状況表」を含んだ事業計画書を策定している方

「ご利用いただける方」②の方 [基準利率](#)

「ご利用いただける方」③、④の方

2 億 7 千万円まで [特別利率①](#)

2 億 7 千万円超 [基準利率](#)

※なお、利率（年）は信用リスク・ご返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

●ご返済期間

設備資金 20 年以内（うち据置期間 2 年以内）

運転資金 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）

●担保・保証人等

- ・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。
- ・直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

4. お問い合わせ先

[日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口](#)

（出所：株式会社日本政策金融公庫ホームページ）

（2024.06 改訂）